

(指摘及び改善要望)

監査報告書 48 頁

1 補助事業の実施状況

(2) 16年度の活動状況

学童保護立番は女性交通指導員の人数(10人)の関係上、全ての学校園の通学路での立番は実施されていません。

今後とも、学童保護立番活動については、女性交通指導員、学校園、地域と連携した体制づくりの取組みに努めてください。

(講じた措置)

早朝の学童保護立番活動は、小学校の通学路で実施しており、これまで、西宮交通安全協会南部地域は25校中6校、同協会北部地域は6校中2校、甲子園交通安全協会は11校中7校実施しておりました。

現在、西宮交通安全協会南部地域は、立番箇所を見直すため、6月はじめに、管轄内の全小学校に対して希望調査を実施しております。

また、甲子園交通安全協会は、地元自治会の要望を受け入れ鳴尾北小学校通学路での立番を追加し、現在は8校となっております。

このように、立番箇所につきましては、指導員の人数に限りがあること、地域の意思統一を図るには一定の時間を要することから、順次、見直しを進めております。

今後も、特定の地域にかたよることがないように、学校、地域団体の意向が反映された体制を継続させ、地元住民が活動に参加できる体制を構築することに努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 48 頁

1 補助事業の実施状況

(2) 16年度の活動状況

昨今の高齢社会のなかでは、特に高齢者に対する交通安全意識の高揚を図ることが必要となっております。

今後は、高齢者への交通安全に対する啓発活動を、地域団体等との連携により実施していくことを検討してください。

(講じた措置)

ご指摘のとおり、次代を担う学童に対する交通安全教育は大切ではありますが、社会の高齢者が占める割合を考えますと、高齢の歩行者のみならず、

自転車利用者、自動車運転者が増加することは明らかです。

このことにつきましては、交通安全協会、警察も共通の認識に立っており、現在、老人会と連携して、市内の公園や自動車教習所を活用して、高齢者を対象にした交通安全教室を実施しております。

今後も、今年度の実施状況をふまえながら、地域団体等と協同で、交通安全協会、警察と連携を密にし、計画的かつ効果的な高齢者向けの交通安全教室を実施してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 49 頁

3 補助金の交付について

(4) 補助金の算定

補助金の算定は、「補助金交付要綱」第4条で「交通安全協会は、毎月、補助金等交付請求書により補助金の必要額を請求するものとする。」となっています。しかし、「補助金交付要綱」には補助金の算定に関する規定がなく、交付目的、交付基準等も明確ではありません。

今後、「補助金交付要綱」の整備を図ってください。

(講じた措置)

指摘のあった件については、平成18年4月1日付けで「補助金交付要綱」の改正を行いました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 50 頁

3 補助金の交付について

(5) 補助金の精算

精算手続きにおいて、補助事業等実績報告書の提出以前に補助金返還命令書により補助金の返還を命じていますが、これは、「補助金規則」第15及び第17条に違反しています。

今後、「補助金規則」を遵守した補助金返還の事務手続きを行ってください。

(講じた措置)

現在、補助金の事務手続きにおきましては補助金規則を遵守しております。また、ご指摘のありました精算事務における事務手順につきましても、実績報告書の原本の提出によって審査を実施し、精算のうえ返還の事務手続きを実施しております。

( 指摘及び改善要望 )

監査報告書 53 頁

4 補助金の経理

「西宮女性交通指導員等退職積立金規程」で退職積立金について必要な事項を定めていますが、算定基準は明確ではありません。

今後、退職積立金については、明確な基準により積立を行ってください。

( 講じた措置 )

指摘のあった件については、平成 18 年 4 月 1 日付けで「西宮女性交通指導員退職積立金規程」を要綱として改正を行いました。

( 指摘及び改善要望 )

監査報告書 53 頁

4 補助金の経理

執行状況のなかで、( 目 ) 諸経費のうち、一部執行率の低いものが見受けられました。今後、補助金交付申請時には、的確な申請額を見込み、精算額との差異が大きくなるよう精査してください。

( 講じた措置 )

施設使用料として計上した交通安全行事のホール使用料費用が一部未執行となりましたが、現在は、ホールを使用した交通安全行事の練習を最小限にとどめて予算の縮減に努めるとともに、適正な予算計上と執行に努めております。

( 指摘及び改善要望 )

監査報告書 53 頁

5 会計処理

会計事務処理手続が会計規程等で明文化されていないため、責任体制が明確ではありません。

今後、会計事務処理方法について会計規程等の整備をするなど、指導に努めてください。

( 講じた措置 )

会計事務処理手続を明確にするため、新たに規程等を作成するよう指導してまいります。

7 補助金交付事務について

西宮交通安全協会及び甲子園交通安全協会への補助金の交付手続等について、「補助金交付要綱」で定めていますが、交付目的、公益上の必要性は明確ではありません。また、交付基準、算定方法の規定もありません。

今後、これらの条項を加えるなど、「補助金交付要綱」を整備し、厳正に事務処理を行うよう努めてください。

( 講じた措置 )

ご指摘のとおり、旧要綱には、交付目的が明確になっていないなど、あいまいな部分がありました。これにつきましては、ご指摘事項をふまえて要綱を見直し、平成18年4月1日付で新要綱を実施しております。

今後も、新要綱を基に厳正な事務処理に努めてまいります。

8 今後の西宮交通安全協会、甲子園交通安全協会の女性指導員のあり方について

市は現在、交通安全対策の一環として、両交通安全協会の女性交通指導員による、幼児・学童等の交通安全確保活動、交通事故防止活動等に対する人件費等を全額補助金として負担しています。近隣他都市は、委託方式あるいは直営方式を採っており、本市のみが独自の補助金方式で対応していますが、実質的には直営方式や委託方式とも考えられることもあり、この観点からの見直しを検討する必要があると考えます。

( 講じた措置 )

本市から、市民の交通安全に資するための施策として、女性交通指導員の継続と交通安全協会に対してその採用事務を依頼したという過去の経緯があることから補助金として負担していますが、今後は西宮市の交通安全に関する将来構想を明確にする中で、見直しを検討してまいります。